

# 研究通信

1658

1967.8刊  
村落社会研究会  
事務局

豊橋市町畠  
愛知大学文学部  
社会学研究室内

## 北海道村落社会論ノートより

黒崎八洲次良

北海道への来住人口が毎年五万人をこえ、その約半数が農業移住であったのは、ほぼ明治三〇年代から四〇年代のことであった。大正一昭和一〇年代も来住人口は毎年五万人をこえていたが、農業

移住者が総来住人口の五割をこえることはなく、漸次その比率を低

下させて昭和一〇年代にはその二割をこえることはなかった（斎藤

仁）。それゆえ、北海道の村落社会——とくに農村社会の展開過程

の起点において、その構成単位である「家」の主要部分が日本資本

主義の成立——発展期（樺西、大島ほか）、近代的法秩序の確立期

（潮見ほか）に、府県村落をはなれて渡道、入植したとみてよい

であろう。この時期の「家」はいかなるものであったか。いかなる条件

のもとに存在したのか。村落の生成、展開の過程をみると、その

成立の事情がきわめて重要であって、以後の展開の性格を大きく規

定しているかにみえるので、まず、この問題をとりあげることにする。

神谷力は「明治以後における「家」制度研究の最も重要な課題の一つは、この族団や村落のもつ「家」の支配、統制力が明治初年以来の上からの制度的変革と下からの資本主義經濟の發展によって、どのように変容し弛緩したか、それにともなって、「家」ひいては戸主の地位がいかに伸長したかを明らかにする」ことで、そのことは同族重視論を再検討することになる、という。中野卓は近代日本の村落において「家々が独立しえなかつたこと、独立しなかつた家

家がそれでも近世の家とは異なる時代的特質をもつ家であることは

確かであろう。家単位の自立度は増した。・・・それは、かゝつての

家がそれのかつてもついた特質を薄められた形で示すようになつ

たというのではなく、新しい特質を示す家にかわつたとみる方が精

密な分析を可能にしよう」という（村落社会研究第二集）。

さきにのべた問題をもつわれわれは、昨年の年報での両氏の提言

に強くひきつけられた。神谷のいう「『家』ひいては戸主の地位」

の伸長と、中野のいう「家単位の自立度」の増加『新しい特質を示

す家とが同じ意味内容をもつかどうかは、はつきりしない。しかし、

北海道村落において「一面識タモナキモノ、只契約ニ依リテ其業

ニ從事スル」地主家と小作農家とは近世の家ではなくて、新しい特

質を示す近代の家であろう。ここでは、地主、小作関係の成立当初

には、この家関係は近隣的、人格的、面接的なうらづけをともなう

すべをもたなかつたことは言うまでもない。そういううらづけなし

に地主小作関係が成立するためには、いかなる条件が必要であつた

か。その条件こそ、明治後期の農民分解を單に所有上の分解とい

う。

だけなく、没落して離村する家を著しく増加させた（安孫子騒）ものであろう。分解が所有と經營の分離を意味するだけでなく離村の一因となつたということは、明治後期以降の家と村落を特長づけることの一つであろう。そして、それが東北村落から京浜や北海道への挙家離村の一因となつたことは意義ふかい。

北海道に入植した家も明治末—大正期には激しく移動して、定着性にとほしかつた。猿津兵村の場合、「屯田退転者の続出は屯田兵相互の社会関係が基本的に対等であつて、ほぼ互格に出発した屯田一世が他家の庇護に従属することを歓迎し」なかつたことが一因であつた（森岡清美）。そのことは不在地主が支配的であつた小作制農場の小作家や団体入植の各家にも該当すると思う。すなわち、農家相互の社会関係が基本的に対等であつたのが、明治後期の北海道村落の一般事情であったようである。

府県村落においてはどうであつたか。「部落規約が明治二〇、三〇年代、新市町村制確立直後に多く成文化され……、住民総体（実は戸主総体）の平等な取扱いを強調」し、「部落の協議、執行の主体」は「家格に固着した有力者」から、「各戸平等に選挙や輪番でそれを担当する形に移行変質して來た（竹内利美・安孫子騒）。また「戸数割には必ずしも家格の差があらわれていない」（島田隆、矢木明夫）のであつた。実質的にはともかく、形式的には家と家の関係は少からず平等・対等なものになつていたし、政府もまた農民の身分差別を廃止したのであつた。

実質的にはどうか。本家の意味が近世—明治前期とそれ以後では

大いに変化したのである。「江戸時代に分家を出し得た農家は、家業經營が比較的大規模であつたとともに、貸付の所有土地が多い自作地主であったのに、明治・大正期には小農でも分家が可能になつてきた」（有賀喜左衛門）。分与財産が一戸の独立に十分でなく、本家の家業經營の規模が小さくてそれへの参加による給付や庇護がなくとも、地主の家への出入り、各種の貢労器や兼業などを通じて賛しい家生活を維持することができる。そういう分家と本家の間には社会的地位に大差がないし、両者が結ぶユイも小農的ユイに対等・平等のものになりやすい。そういう分家が多く創設されたし、古い分家もこれと類似した性格をもちやすい事情にあつたのが明治、大正期なのであつた。本家という言葉は、ここでは、「分家の主人が生れ、育つた家」（有賀喜左衛門）を意味するようになる。

家主借屋関係、地主小作関係、金穀貸付関係などがそれまでのよう奉行人分家や頼み本家による分家の創出しにくい事情もあつた。一つには手作りをはじめとする地主家の家業經營が縮小しつつあること。一つには明治民法が支持した「家＝家族制度」（中野卓）が分家を親族分家に限定していくことによる。それだから、右の関係もせいぜい契約関係からせいいぜい個人関係的なオヤカタ、コカタ關係に限定されやすいものとなつた。とすれば、近代において再編成・新形成される同族団は近世のそれにくらべて縮小されたものでありやすかつたし、本家支配型であるよりも決定的に本家分家仲間型（大竹秀男）が多くなつたとみてよい（有賀喜左衛門）。そして本家分家仲間型の同族団であつても、近世と近代とでは質的に異つて

いる。それは先述のように生活慣習上でも、公的諸制度上でも本家の意味が、したがって分家や親類・親族一一家の意味がことなつて規定されているからである。

さて、他家の関係において右のように規定された家はどうであつたか。公的制度と家業經營のあり方から規定されて、家成員を家長の親族関係者一家族員に限定するようになつた。家成員の数は減少したが、その生活保障という重い機能は家業という形の縮小された經營を通じて達成するよりほかなく、家の主宰者である家長（戸主）の義務はかえつて強化されるようになつたのではないか。家はその機能を達成するために、自らと同じようにタヨリない他家の間に、生活上の諸契機にもとづいていろいろな共同組織をつくり、参加しなければならないという事情は依然としてのこつた。すなわち、近代において再編成された共同組織のなかで家々は独立しきなかつたのである（中野卓）。それだから、北海道においても農家は葬式組、地神講などから部落にいたるいろいろな共同組織をむすんだ。マキとかジルイというタームを使用することはないが、同族団をも結んでいるのである。

さらに、この時期の家々は日清・日露の二つの戦争を経験している。戦争に直接参加する、しないにかかわらず、それを通じていろいろな全国的な価値、規範を共有するようになったと思うが、どうであろうか。これもまた府県村落から北海道や京浜への人びとの移動を円滑にしたであろう。

われわれは北海道村落の成立、展開過程を問題にしておきながら、

その主要前提の一つである、近代の家とはなにか、にあまり直接ふれていなかつた。このたび、神谷・中野両氏の論稿に触れ、大きな御教示をうけた。そこでこのいささかあらすぎる素描を試みた次第である。

付記 紙幅の関係もあって引用させていただいた諸先生方の敬称、論稿名は略させていただいた。御諒承を乞う。